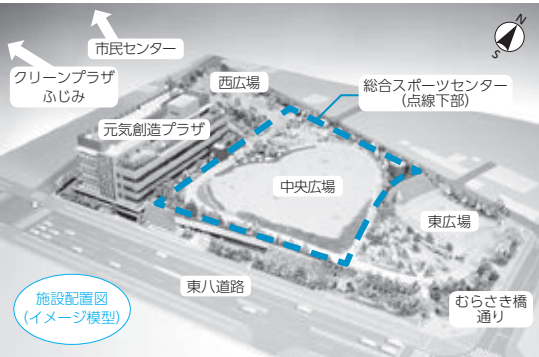




平成29年4月の新施設の開設に向け、市では開設準備を進めています。今号では、新施設内のスポーツ施設および生涯学習施設などの利用団体登録の受付方法や施設予約の流れについて紹介します。

問 都市再生推進本部事務局、三鷹中央防災公園・元気創造プラザ開設準備室☎内線4104



※総合スポーツセンターの範囲を示す点線はおおよそのものです。

事業概要 市民のみなさんの安全安心と市民サービスの向上を図るため、市役所東側の東京多摩青果(株)三鷹市場跡地(新川6丁目)を中心とした約2.0haに、防災公園(災害時には一時避難場所として機能)とその下部には総合スポーツセンターを、そして老朽化し耐震性に課題のある公共施設を集約し、防災センター機能を加えた施設である元気創造プラザを一体的に整備します。また、防災機能の向上のため、敷地北側の市道を拡幅し、周辺道路の無電柱化を実施します。竣工(しゅんこう)は平成28年度末を予定しています。

なお、独立行政法人都市再生機構(UR都市機構)の防災公園街区整備事業として国庫補助金を活用するなど、財政負担の軽減を図りながら事業を推進していきます。

◆29年4月以降の各施設を利用する団体登録の受付を開始します。なお、新施設のほか、29年4月以降に市民・学校体育施設(大沢総合グラウンド、校庭・体育館など)、学校開放施設(会議室など)、東・西多世代交流センター(注1)を利用する団体も新たに登録が必要です

◇受付期間

10月7日(金)～12月16日(金)

※この期間を過ぎると4月分の抽選利用申し込みはできませんのでご注意ください。

※登録団体による施設予約の申し込みは1月4日(水)から、三鷹市生涯学習施設等予約システムで受け付けます(下記参照)。料金や時間区分など、くわしくは市ホームページまたは各受付窓口に設置の案内をご覧ください。

◇対象施設と各受付窓口

①新施設内のスポーツ施設、市民・学校体育施設＝第二体育館☎内線3329(月曜日を除く午前9時～午後8時)

②新施設内の生涯学習施設など(2～5階)＝社会教育会館☎内線3350(水曜日・祝日を除く午前9時30分～午後5時)

※現在、福祉会館を利用している福祉団体の登録については、三鷹市社会福祉協議会☎内線3511にお問い合わせください。

③学校開放施設＝生涯学習課☎内線3316

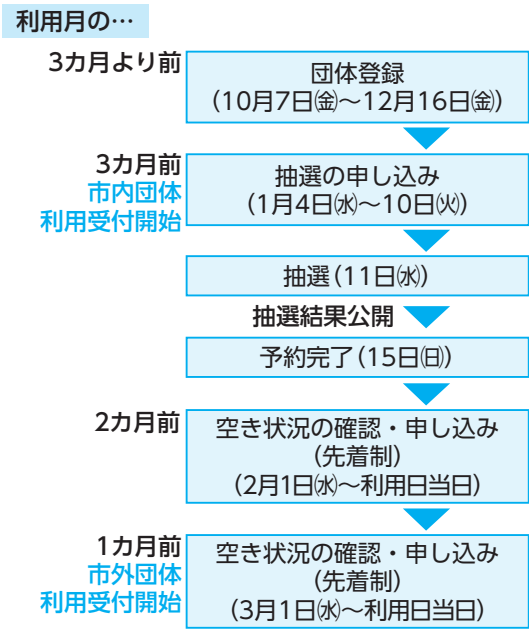
④東・西多世代交流センター＝東社会教育会館☎内線2666・西社会教育会館☎内線2667(平日午前9時30分～午後5時)

◇必要書類

団体登録申請書(各受付窓口・市ホームページで入手)、代表者の氏名・住所・年齢を確認できる書類(在学・在勤者は学校・勤務先を確認できる書類)、施設使用料の口座振替を希望する団体は口座振替依頼書(①は構成員全員の氏名・住所・年齢を確認できる書類も)

注1 29年4月1日から東・西社会教育会館は、東・西多世代交流センターになります。

◆団体利用の施設予約の流れ(29年4月分の場合)



◆三鷹中央防災公園・元気創造プラザの団体利用対象施設

施設内容	階数	施設名	諸室名	主な用途
生涯学習施設など	5階	生涯学習センター	学習室(3室)	小規模の学習会、会議
	4階		ホール	劇、合唱、発表会(舞台設置)
			学習室(3室)	学習会、会議
			創作室(美術ゾーン)	絵画
			創作室(陶芸ゾーン)	陶芸、木工
			料理実習室	料理実習
			和室	学習会、文化活動
			学習室(パソコン室)	パソコンを使った学習
3階	福祉センター	会議室(4室)	会議、講演会、研修会、学習会	
2階	総合保健センター	多目的室(2室)		
スポーツ施設	1階	子ども発達支援センター	体育室	ヨガ、ストレッチ、軽体操
		総合スポーツセンター	プール(注2)	水泳、ウォーキング
	軽体操室		ヨガ、ストレッチ、ダンス、軽体操	
	多目的体育室		相撲、多目的利用	
	メインアリーナ		バレーボール、バスケットボール、	
	サブアリーナ		バドミントン、卓球、フットサル	
	地下2階	武道場	剣道、柔道、なぎなた、合気道	
小体育室		ヨガ、ストレッチ、軽体操、卓球		

注2 プールは1レーンごとの貸し出しです。

新施設見学会を開催します

来年4月の開設に先立ち、総合スポーツセンターや生涯学習センターなどを市民のみなさんにご覧いただく見学会です。

日 11月5日(土)・9日(水)・11日(金)
午前10時～正午、午後2時～4時
(雨天決行)

人 在学・在勤を含む市民各回25人(小学生以下は保護者同伴)

物 室内履き

申 10月3日(月)～14日(金)(消印有効)
に参加者全員(2人まで)の必要事項
(11面参照)・希望日時(第2希望まで)
を「〒181-8555都市再生推進本部事務局」・☎45-1179・✉
toshisaisei@city.mitaka.tokyo.jpへ(申込多数の場合は抽選)

環境保全のための取り組みを応援！

市では、地球温暖化防止対策やエネルギーの有効利用などを推進するため、各種助成制度を設けています。

問 環境政策課☎内線2523

新エネルギー・省エネルギー設備設置助成金

市内に設置する次の設備の設置費の一部を助成します。

◆新エネルギー設備

◇対象設備 太陽光発電設備(蓄電池あり・なし)、風力発電設備
※全量売電の設備を除く。

◇助成金額 設備の最大出力量に対し、1kw当たり20,000円(上限80,000円)。蓄電池ありの場合は100,000円を加算(条件あり)

◆太陽熱利用システム

◇対象設備 ①強制循環式ソーラーシステム、②自然循環式太陽熱温水器

◇助成金額 ①50,000円、②20,000円

◆高効率給湯器

◇対象設備

①燃料電池コージェネレーション、②自然冷媒ヒートポンプ給湯器、③ガスエンジン給湯器

◇助成金額 ①30,000円、②③20,000円

※助成金額は、申請者が自ら設備の設置工事を発注して設置した場合の額です。建物購入時にあらかじめ設置されていた場合の助成額は、全て15,000円です(蓄電池ありの場合は15,000円を加算)。

※国や都の助成を受けた設備も対象です。設置後6カ月を経過した設備や、中古品、リース、転売目的の設備は対象になりません。

人 対象設備を自ら所有し使用する市民で、市税を滞納していない方

※新エネルギー設備は、市内に事業所などを有する方を含む。

申 同課☎内線2523へ



三鷹市新エコタウン開発奨励制度

大規模な複数の戸建て住宅の開発において、創・蓄・省エネルギー機器の導入や低炭素建築物・認定長期優良住宅の建設、地区計画・景観協定(指定の協力)を行う場合、その開発事業者に対してランク別の認定を行い、住宅購入者に認定ランクに応じた奨励金を交付します。

◆認定対象者 市内で新たに行われる、三鷹市まちづくり条例の特定開発事業に当たる3,000㎡以上の開発事業で、認定対象設備などを導入する複数の戸建て住宅を建築する開発事業者

◆奨励金交付対象者 住宅購入者で、その住居に居住し、市税を滞納していない方

◆認定対象設備(必須条件) 創エネルギー設備…太陽光発電、太陽熱利用システム(強制循環式ソーラーシステム、自然循環式太陽熱温水器)、燃料電池コージェネレーション

◆奨励金の交付金額(認定ランク別)

プラチナ・ゴールド認定＝75,000円、シルバー認定＝50,000円、ブロンズ認定＝25,000円
※認定を受けるには、必須条件の設備を一つ以上導入することが必要です。くわしくは同課へお問い合わせください。

申 同課☎内線2525へ



環境活動事業助成金

市民のみなさんが環境のために取り組む活動を助成します。

人 構成員の過半数が市民で、市内に活動拠点があり継続的に活動している非営利団体

◆対象事業(4月1日～平成29年3月31日(金)に実施するもの)

公害防止、地球温暖化防止、緑化推進、自然環境の保護、環境に関する講座や資料作成・調査・研究など

◆助成金額

事業経費の2分の1(1団体1事業、上限100,000円)

申 29年1月16日(月)までに申請書と必要書類を同課(第二庁舎2階)へ

※事業実施後でも申請可。審査後、予算の範囲内で助成します。